

平成23年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成23年6月16日(木)

議事日程(第4号)

平成23年6月16日午前10時開議

日程第1 議案質疑 報告第1号ないし議案第45号

日程第2 議員提案第1号 常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑 報告第1号ないし議案第45号

日程第2 議員提案第1号(提案理由説明・採決)

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	江幡 治 君
市民生活部長	川上 明文 君	保健福祉部長	安田 隆 君
産業部長	井坂 孝行 君	建設部長	菊池 拓夫 君
会計管理者	岡部 芳雄 君	上下水道部長	鈴木 則文 君
消防長	福地 壽之 君	教育次長	山崎 修一 君
秘書課長	宇野 智明 君	総務課長	荻津 一成 君
監査委員	中村 弘 君		

行うのかどうか、それから、この水戸ひたち観光圏連携推進に加入している市町村の数、それからどこに委託されるのか、この4点について伺いたいと思います。

それから、11ページ、款の8消防費の目5災害対策費ですけれども、節の7賃金248万円、このパートタイマーの賃金ですけれども、どのような人を雇用するお考えなのか。それからパートタイマーの仕事の内容、そして雇用期間、この3点について伺いたいと思います。

それから節の18備品購入費、災害対策用備品購入費276万3,000円ということで、放射線物質測定器というような話を聞いておまして、一般質問のときにもちょっとこの件について250万円の物質測定器を購入するという話が出ておりましたけれども、この中で放射性物質測定器1機が250万円と伺っておりますけれども、どういうものが検査できるのか、はかれるのか。そして、結果ですけれども、沃素とかセシウムとかどういうものが結果として出てくるのか、その2点について伺いたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 常陸太田市国民健康保険税条例第2条第2項及び第3項並びに第4項における国保税の課税限度額の引き上げの改正に伴う該当世帯及び増税額につきましてのご質疑にお答えを申し上げます。

平成23年度課税額につきましてはまだ確定をしておりませんので、平成22年度課税データに基づいて算出した結果をお答えしたいと思います。ご了承をお願いいたします。基礎課税分の課税限度額を50万円から51万円に引き上げることにより、限度額を超える世帯は104世帯でございます。このうち限度額が50万円から51万円の間にある世帯が23世帯でございます。

次に、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を13万円から14万円に引き上げることにより限度額を超える世帯は91世帯でございます。このうち限度額が13万円から14万円の間にある世帯が31世帯でございます。

また、介護納付金の課税限度額を10万円から12万円に引き上げることにより限度額を超える世帯は25世帯でございます。このうち限度額が10万円から12万円の間にある世帯が22世帯でございます。

なお、課税限度額の引き上げに伴う増加分、これにつきましては、おおよそ100万円と見込んでございます。

議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 井坂孝行君登壇〕

産業部長（井坂孝行君） 平成23年度一般会計補正予算（第3号）の中の6款1項4目13節の委託料の移住・交流推進支援事業の委託内容、今後の活用についてのご質問にお答えいたします。

移住・交流推進支援事業につきましては、財団法人地域活性化センターからの助成を受け、常陸太田市観光物産協会に事業委託を行うものであります。事業内容につきましては、着地型観光

を進めていく上で、観光物産協会が自主的かつ主体的に都市住民などを受け入れる仕組みを構築するため、地域コーディネーターの発掘育成、並びに協会内部に集客交流戦略などに取り組む仕組みづくりのための部会の立ち上げなどを進めていくものであります。

また、都市部の旅行専門学校と連携し、常陸太田らしい着地型旅行商品の企画造成を図り、観光物産協会が自主的な事業展開を実施するための仕組みづくりと協会会員の意識改革醸成に取り組み、来年度以降につきましても各部会を中心に事業の方向性、可能性を見きわめながら積極的な事業の展開を図っていくものであります。

次に、13節の委託料の常陸太田観光圏連携推進事業のご質問にお答えいたします。この事業は観光振興交流人口の拡大による地域の元気づくりに寄与するため、財団法人地域総合整備事業団（ふるさと財団）の補助事業を活用し、本市を含む水戸ひたち観光圏を構成する中央県北地域の13市町村と連携しまして、東日本大震災及び福島第一原発事故等での風評被害による観光イメージの払拭及び交流人口拡大を目的とした単年度事業であります。

具体的には、水戸ひたち観光圏の観光地を結ぶモバイルスタンプラリーの実施や、大学と連携した地域資源の発掘等を実施してまいります。常陸太田市が代表で申請する理由としましては、本市にはグリーンふるさと振興機構の事務所が所在し、その機能やノウハウを最大限に生かしながら、水戸ひたち観光圏という枠組みの中で、圏域内の資源を有機的に結びつけることによりその魅力を高めるとともに、水戸、笠間、大洗に来た観光客を本市に呼び込めるような事業展開が大いに期待できることから、本市が代表して申請しているものであります。また、県の持つ情報発信力を最大限に活用しながら水戸ひたち観光圏の魅力を県外に発信し、効果的な事業による交流人口拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、災害対策費の7節の賃金についてのご質問にお答えいたします。

この賃金につきましては、県の基金を活用した緊急雇用創出事業により2名を雇用し、市内の主な観光施設あるいは保育所、幼稚園、小中学校の教育施設等において購入する放射線測定器によりまして、大気における放射線量を定期的に測定するとともに、観光施設等が安全であるか定期的なパトロール業務を行うため雇用するものであります。なお、雇用期間につきましては、今年7月から来年3月までの9カ月を予定しております。

次に、同5目18節の備品購入費における災害対策備品購入費についてお答えいたします。ご質問の放射能濃度測定機器の測定対象品目、検出核種及び今後の活用の考え方についてお答えいたします。まず対象品目としましては、水、野菜等の食品及び土壌についての測定が可能であり、放射性セシウム及び沃素の濃度が核種別に検出できる機器の購入を予定しております。その活用方法につきましては、生産者が安心して農作物の生産ができ、消費者に安心して購入していただけるよう、安全性を数値として通知する予定としているものであります。

以上です。

議長（茅根猛君） 22番。

では、答弁漏れの訂正を願います。

〔産業部長 井坂孝行君登壇〕

産業部長（井坂孝行君） 水戸ひたち観光圏連携推進事業の委託先につきましては、この事業におきましても常陸太田市観光物産協会のほうへ委託をいたします。

議長（茅根猛君） 22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） ご答弁をいただきまして、2回目の質疑を行います。

国民健康保険税条例の一部改正についてですけれども、この中でもう一度答弁いただきたいのですが、先ほど私の質疑がちょっとまずかったのかどうか、50万円が今度51万円になりますけれども、平成22年度のデータをもとにすると50万円になるわけですけれども、この50万円の最高限度額を超過する世帯が全体で何世帯あるのか。そのうちの今度は1万円 50万円から51万円になるわけで50万円から51万円の間の世帯は何世帯になるのか、そういうことを先ほど質疑したのですが。そういうことで質疑をしたんですけれども、そのようなことで今答弁されているのかどうか。もう一度、それでは数字だけ説明していただけますか。

平成23年度一般会計補正予算についてですけれども、移住・交流推進支援業務委託料200万円、これについては3点ほど先ほど業務内容について挙げられました。部会をつくるということですが、これは庁内に部会をつくるのかどうか。その部会の組織ですけれども、大体何名ぐらい、どういう構成メンバーで組織されるのか伺いたいと思います。それから、この3点それぞれに都市部との交流という説明を受けましたけれども、この業務はあくまでも、太田にはさまざまな観光施設があるわけですが、都市部との交流、ここに目標をひとつ置いて、それでこの先ほどの主な3つの事業というのが展開されるのかどうか。都市部の交流人口を増やすと、そこに中心が置かれるのかどうか確認したいと思います。

それから、災害防災費の中の備品購入費ですけれども、この放射能の測定機器ですけれども、これは非常に1,500万円から2,000万円もするような器械もあるわけです。今回は予算として250万円という予算を取りましたけれども、そこで沃土、セシウムが検査できるということですが、この250万円あたりの機器というものを購入するというふうに決定した、その辺のところを伺いたいんです。沃土とセシウムだけ、土壌と農産物と、こういうことが測定できればもうこの辺でいいんじゃないか、このあたりでいいんじゃないかということで決めたのかどうか。もっと精密な器械もあるわけで、250万円にしたという理由、250万円の予算を決定したということで、そのところを1点伺いたいと思います。

そして先ほどの説明にありましたように、やはり今回の放射能の問題ですけれども、生産者の農産物の安全、それから消費者に向けての安全、市民も心配しているので安全、すべて安全の確保のためということで、機器の購入については必要なことだと思いますので、そこについてはぜひ十分な活用をして市民の心配にこたえてほしい、生産者の心配にこたえてほしいと思います。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 報告第2号常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の2回目の質疑にお答え申し上げます。その前に先ほどお答えしました中で、一部訂正がございますので訂正をさせていただきたいと思います。基礎課税分の課税限度額50万円から51万円に引き上げる中で、限度額が50万円から51万円の間にある世帯を23世帯とお答え申し上げましたけれども、これは28世帯の間違いですので、ご訂正いただきたいと思います。

その上で先ほどのお答えですが、22年度の調定で該当する世帯という理解でよろしいのでしょうか。

22番（宇野隆子君） はい。

保健福祉部長（安田隆君） ということでありますと、該当世帯数は基礎分で50万円を超える該当者については132世帯、支援分で13万円を超える世帯は122世帯、介護分10万円を超える世帯については47世帯でございます。

以上です。

議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 井坂孝行君登壇〕

産業部長（井坂孝行君） 2回目のご質問にお答えいたします。

部会の内容につきましては、観光物産協会の会員を予定してまして、仮称であります、1つとしましては魅力アップ戦略部会、2つ目としてはおもてなし部会、3つ目としては誘客宣伝部会の3つの部会を予定しています。この部会の会員数であります、1部会10名から15名を予定しております。また事業の対象としましては、都市部ということを先ほど申し上げました。これにつきましては市外、県外からの誘客を考えております。

放射能濃度の測定機器の購入につきましては、市民の安全の確保から国からの補助等の通知がありまして、こういった機器を購入ということの通知がありましたので、そのような単価、機器の測定内容、そういったものを考えながら、この250万円の機器の購入を考えております。

議長（茅根猛君） 22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 商工費、消防費等についてはそれぞれ内容はわかりました。

国保税の改正について伺いたいと思うんですけれども、今回の最高限度額の基礎課税額の引き上げですけれども、所得のある人と一般的には言えると思うんですけれども、そういう所得のある人が引き上げられると。これはここ毎年引き上げられておりますけれども、やはり所得があるといえども、該当する被保険者にとっては大変な増税になるわけですけれども、そういう部分で毎年限度額が引き上げられておりますが、上げるということについてどのような見方をしているのか伺いたいと思います。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 3回目のご質疑にお答えいたします。

今回の国民健康保険税の課税限度額の引き上げにつきましては、国の制度の改正に基づくものであります。今後とも国の動向を注視しながら適正に対処してまいりたいと思います。

以上です。

議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 井坂孝行君登壇〕

産業部長（井坂孝行君） 先ほど水戸ひたち観光圏事業の委託先につきまして、観光物産協会というふうなことを申しました。これにつきましては訂正を申し上げます。ふるさと財団では産学官連携の事業を推進しておりますので、この事業の趣旨に合わせて大学等への委託を考えております。

議長（茅根猛君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

報告第2号について討論の通告がありますので、これを許します。

22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、報告第2号常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分されている条例ですけれども、反対の立場から討論を行います。

この高過ぎる国民健康保険税、これは全国的に大きな問題となっております。被保険者の多くは、働いても給与や賃金が今の社会の中で増えない、自営業者の売り上げも伸び悩む、減っているという状況にあるわけです。昨年22年度も国保税の基礎課税分の課税限度額47万円が50万円に引き上げられ、後期高齢者支援金等課税限度額を、これも12万円から13万円に引き上げられております。昨年に続いて本年度の引き上げとなるわけです。

国保税の基礎課税分の限度額は50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税限度額13万円から14万円に、介護納付金課税額についても10万円から一気に2万円引き上げ12万円に、いずれも被保険者にとっては大きな負担増、増税となりこれは認められません。

厚生労働省は、昨年5月19日、各都道府県知事あてに広域化等支援方針の策定についてこうした通知を送り、その中で国民健康保険事業の運営または国民健康保険の財政の安定化を図るための具体的な施策として、いろいろ都道府県に求めております。市町村において、このように述べております。一般会計繰り入れによる赤字補てんの分については保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めること。こうしたことを厚労省は述べているわけです。歴代政府による国保財政の予算、国庫負担の大幅削減が行われてきたために、この高過ぎる国保税が国民に大きな痛みを負わせて問題となっているわけです。

私ども日本共産党は、この国保税の値上げを押しつけた厚労省の通知の撤回、そして高過ぎる国保税の引き下げ、こういうことを提案しております。

以上、国民健康保険税条例の一部を改正する条例、報告第2号について反対の理由を述べまして討論といたします。

議長（茅根猛君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険条例の一部を改正する条例）については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号については原案承認することに決しました。

採決いたします。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、報告第2号については原案承認することに決しました。

お諮りいたします。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例）、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度東日本大震災に係る災害被害者に対する市税の減免等の特例に関する条例）、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）、報告第6号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）、報告第7号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号））、報告第8号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第4号））、報告第9号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））、報告第10号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第4号））、報告第11号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））、報告第12号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第4号））、報告第13号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号））、報告第14号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号））、報告第15号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））、報告第16号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号））、報告第17号専決処分の承認を求めることについて（平成23年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号））、以上15件については

原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号から報告第17号まで、以上15件については原案承認することに決しました。

次に、報告第18号から報告第20号までの3件については地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第21号から報告第23号までの3件については地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告第24号については地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ報告事項となっておりますので、ご報告をもって終了といたします。

次に、議案第39号から議案第45号まで、以上7件についてはお手元に配付いたしております議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第2 議員提案第1号

議長（茅根猛君） 次に、日程第2、議員提案第1号常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。17番川又照雄君。

〔17番 川又照雄君登壇〕

17番（川又照雄君） お許しをいただきましたので、議員提案第1号について、お手元に配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第1号。常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成23年6月16日提出。提出者、常陸太田市議会議員川又照雄。賛成者、常陸太田市議会議員荒井康夫、同じく高木将、同じく後藤守、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰、同じく菊池伸也、同じく益子慎哉。

提案理由でございます。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東日本大震災に対し、市議会としても不退転の決意をもって取り組む姿勢を明らかにし、市が進める復旧復興支援に寄与することを目的に、議員報酬月額5%を平成23年7月から12月までの半年間減額するため、本条例の一部改正を行うものである。

次のページに参ります。常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年常陸太田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。第5項として、平成23年7月1日から平成23年12月31日までの間（以下特例期間という）における議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額は、第1条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の5に相当する額をそれぞれ減じていた

くとし、特例期間における期末手当、基礎額となる議員報酬月額についても減額後の議員報酬月額とする。

附則。この条例は平成23年7月1日から施行する。

以上を申し上げまして、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。ただいま、議題となっております議員提案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第1号、常陸太田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第1号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、6月24日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時42分散会